

福 祉 ロ ー ン

お使用みち	<p>ご本人および2親等以内の親族に必要な下記の費用にご利用いただけます。下記の費用の中で災害復旧に必要な費用につきましては、3親等以内の親族の方についてもご利用いただけます。 (ただし、事業資金・投機的資金・政治資金・負債整理資金にはご利用いただけません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護休業による生活費の補填、介護に必要な費用 ② 育児休業による生活費の補填、育児に必要な費用 ③ 入院費用、医療費等 ④ 災害復旧に必要な費用(暴風・暴雨・洪水・地震等の自然災害・火災等の被害からの復旧、および支援に必要な費用) <p>※災害等の規模・状況を鑑み、「災害救援ローン」による取扱いとなる場合があります。</p>
ご利用限度額	<p>ご利用限度額は以下によります。</p> <p>常用労働者の方 (期限を定めずに雇用された給与所得者の方) 1,000万円 常用労働者以外の方については、雇用形態によりご利用いただける限度額が変わりますので『ろうきん窓口』までお問合せください。</p>
金利区分	<p>変動金利・固定金利の選択が可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 変動金利を選択された場合の借入利率変更の基準 <ul style="list-style-type: none"> ①借入利率については、金銭消費貸借契約書(借入要項)で定める基準金利を基準として、基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられます。 ②基準金利が廃止された場合および金融情勢の変化その他相当の事由により当金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、当金庫が定める利率を基準金利と読み替えて適用いたします。 2. 変動金利を選択された場合の借入利率の変更時期 <ul style="list-style-type: none"> ①借入利率は毎年4月1日および10月1日(いずれも当金庫の休日の場合には、翌営業日。以下「見直し基準日」といいます。)に見直します。 ②見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準金利と前回見直し基準日(借入日が前回見直し基準日以降の場合は借入日現在の本ローンの適用利率の基準となる当金庫所定の日)現在の基準金利との差を加減した利率とします。 ③前項により見直した借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年6月の返済日の翌日より、10月1日見直し基準日の場合は同年12月の返済日の翌日より適用されます。 ④借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲示、または書面により通知いたします。 3. お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。
ご融資期間	固定金利・変動金利とも10年以内
ご融資方法	証書貸付
ご返済方法	<p>元利均等(毎回の元金と利息の合計額が同じ)による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。</p> <p>繰上返済(一部・全額)はいつでも可能です。繰上返済手数料は不要です。</p>
担 保	不要

保 証	原則として保証人は不要です。当金庫指定の保証協会（一般社団法人 日本労働者信用基金協会）をご利用いただきます。
保 証 料	保証料は当金庫が負担いたします。
条 件 そ の 他	<p>○勤続年数1年以上の方</p> <p>○年収150万円以上の方</p> <p>○原則として、業者へ振込させていただきます。</p> <p>○当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。</p>
ご提出書類	<p>○ろうきんのローンお借り入れ申込書（無担保用）</p> <p>○個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 お客様から提出していただいた同意書により、同意の範囲内で個人情報を取得いたします。 同意なく不適切な方法にてお客様の個人情報を取得することはありません。また同意書において提示した利用目的以外には、お客様の個人情報を使用いたしません。</p> <p>○反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（兼外国PEPsの確認書）</p> <p>○確認提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認書類 写真貼付の確認書類（運転免許証・パスポート等）とし、所持されていない方は、印鑑証明書・保険者証等複数の確認書類で確認させていただきます。 2. 年収確認書類 前年の源泉徴収票・公的証明書のいずれか ただし、お客様の勤務先等により、一部書類のご提出を省略できる場合があります。 3. 勤続年数確認書類 健康保険者証・勤務先照会記録 ただし、お客様の勤務先等により、一部書類のご提出を省略できる場合があります。 4. 資金使途確認書類 <p>【介護】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①介護休業・休暇を証明する書類の写し ②ホームヘルパーの雇用もしくはホームヘルパー等のサービス利用の見積書、申込書または契約書の写し <p>【育児】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①育児休業・休暇を証明する書類の写し ②ベビーシッターの雇用もしくはホームヘルパー等のサービス利用の見積書、申込書または契約書の写し <p>【医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書、病院の請求書等 <ol style="list-style-type: none"> 5. 融資内容確認書 お客様にご利用いただく融資商品について、内容を了解した旨の確認としてご提出いただきます。 6. 2親等以内の親族または3親等以内の親族の方に関係する資金使途である場合、申込人との続柄が確認できる書類が必要となります。 7. その他必要書類 <p>融資審査の結果によりご希望に添えない場合がありますが、ご提出いただいた書類は原則ご返却いたしかねますのでご了承ください。</p> <p>なお、上記のご提出書類は当金庫で13ヶ月保管した後に処分させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【詳細については<ろうきん>までお問い合わせください】</p>

<p>ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>
<p>第三者機関に問題解決を相談したい場合</p>	<p>弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】 東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 受付時間 平日 午前9時～午後5時 ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>